

- 所収) 962ページ。
- (12) 大蔵省理財局長松尾臣善『自明治二十八年十月至同三十三年三月償金収支報告書』下、明治33年、1703ページ。
  - (13) 前掲『戦後財政始末報告』4～5ページ。
  - (14) 前掲『大蔵省百年史』上巻、156ページ。
  - (15) 石井寛治「日清戦後経営」(岩波講座『日本歴史16』近代3、岩波書店、昭和51年、所収) 87ページ。
  - (16) 前掲『明治財政史』第2巻、大正15年、225ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
  - (17) 同上、570～571ページ。ただし、預け合の限度は8000万円とされた。
  - (18) 政府は日本銀行監理官をロンドンに置き、日本銀行ロンドン代理店の取り扱う寄託金の保管・運用の実務を監理させる一方、イギリス駐在公使に日本銀行監理官の職務執行の監督を委嘱した(前掲『明治財政史』第2巻、291ページ)。
  - (19) 前掲『明治財政史』第2巻、590ページ。
  - (20) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』大正9年、175ページ。
  - (21) R. S. Sayers, *The Bank of England 1894-1944*, Vol. 1, Cambridge University Press, 1976. pp.21,40,57,61.
  - (22) 前掲『明治財政史』第2巻、227～228ページ。
  - (23) 同上、333ページ。
  - (24) 大内兵衛「鼎軒田口卯吉全集第七巻」解説(鼎軒田口卯吉全集刊行会『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、同人社、昭和2年、所収) 19ページ。

### (3) 日清戦後の政策運営

#### 日清戦後の企業勃興

日清戦争終結直後、三国干渉の打撃により経済社会の空気は一般に沈滞したことは既に述べたが、本行の貸出緩和方針の発表および公定歩合引下げ後の明治28年(1895年)8月以降、事態は一変して「熱狂的」といわれたほどの企業勃興を招来した。

すなわち、本行の積極方針明示に伴い、市中銀行も先行きに対する警戒感を解き、貸出金利を引き下げて貸出の手を緩めたのに加えて、輸出の好調、天候回復による米作の見通し好転、清国賠償金の受領に伴う金融緩和期待など好条件がそ

ろったため経済界は人気を刷新した。明治28年の本行営業報告によれば、「其の振興の気運は漸次上進し」、「商品は売行活潑にして相場頻に騰貴し、公債株式は買人気一方に傾きて格別の高直を呼び、銀行会社の新設増資等の設計は驚くべきの巨額に上り、殆んど傍観者をして瞠若たらし」めたと述べられている<sup>(1)</sup>。また、28年中に新設もしくは増資を計画した銀行・会社の数は420余りに上り、その資本額は3億9000万円余に達したと報告されているが、その大半は同年下半年に属するものであったと思われる。別の統計を見ても、28年中における銀行・会社の新設・増資計画は400社・3億8330万円に上ったが、さらに翌29年中のそれは1368社・9億177万円に及び、28年比社数にして3.4倍、計画高で2.4倍に達した。

このような企業勃興は日清「戦後財政10年計画」を背景にしたものであって、わが国近代経済の発展を促進したことはいうまでもない。しかし、企業勃興に伴う資金需要の増大と輸入の拡大は、やがて金融の逼迫をもたらす大きな要因となった。明治29年1月以降8月ごろまでの諸会社株式払込金額は約2000万円に及び、同年上期中の貿易収支は2643万円の輸入超過に終わった。既に29年3月、軍事公債1000万円の公募が不調に終わるなど金融逼迫の兆候が見られたが、上期の大幅入超が明らかとなるや、「世間或は恐慌の来るべきを唱出するものあり、人心漸く恐怖を懷き、各銀行共皆金利を引上げ警戒の方針を取るに至」った<sup>(2)</sup>。このため8、9月にはもはや金融の逼迫は明白となり、9月7日、本行本店・大阪支店も公定歩合を日歩1厘引き上げた。

金融が逼迫して金利が上昇すれば株価の下落は避けられず、勢いの赴くところ、投機的な株式売買に深く関与していた者の破綻は免れることができなかつた。29年10月の大阪における大阪同盟貯蓄銀行・島内銀行・琴平銀行大阪支店の支払い停止、同盟銀行の手形売買行詰り、東京における木綿商・織物商の手形不渡り等はそうした例であるが、このため市中銀行はますます警戒を加え、商工業者は萎縮に傾き、「殆小恐慌の来るが如き観」を呈した<sup>(3)</sup>。銀行・会社の新設・増資計画高が29年7月～9月をピークとして急速に減少していったのは、そのためであろう。

明治29年秋の金融逼迫は一部地方に小波乱をもたらしたにとどまり、翌30年に

は、「貨幣法」制定・金本位制採用に伴う外資の流入をはやして株式市場は一時活況を示したが、恒常的な輸入超過のもと、前年来の企業勃興の余勢ならびに物価騰貴による民間資金需要の増大と、日清戦後経営計画に基づく財政面からの資金需要増とが金融市場を圧迫し、金融の逼迫と金利の高騰をもたらした。そして30年末から31年にかけて「恐慌」が発生する。

### 市場機能の尊重

日清戦後の企業勃興は本行としても「固より希望する所」であった。<sup>(5)</sup>しかし、明治28年下期に見られたような物価の高騰、企業熱の高進は「人心偏向の流弊たるに外ならず」、<sup>(6)</sup>「一般経済界の多少常規を逸して、只管新企業に趨るが如きは頗る戒心すべき」ことであつたので、本行は中央銀行としてこれらの点に留意することを怠らなかつたが、<sup>(7)</sup>「国家経済上より見れば未だ必しも深く憂ふるに足らざるなり」という態度をとり、市場機能による調整にゆだねることにした。川田本行総裁の説明によれば、「此の如き変況は決して永続すべきにあらず、諸物品は需要供給の権衡に依り、公債株券は金利の比較に依りて自然適度の相場に復すべく、銀行諸会社の設計は競争の結果に依り基礎の鞏固ならざるものは設立を見るに至らずして止むべく、其の間多少不利に陥るもの無きにあらざるべしと雖ども、結局真正の発達を見るに至るは自然の勢」と考えられたからである。<sup>(8)</sup>

その辺の事情をやや詳しく見ると、本行は次のように判断していた。すなわち、本行の積極方針の明示につれて、市中貸出金利は低下したとはいえなお9%を上回り（明治28年8月における東京同盟銀行の1000円以上1万円未満の貸付平均金利は年9.41%）、平時の金利としてはかなり高い（明治26年中の同平均金利は7.19%）。当時、諸株式会社が競って設立されていたが、そのうち銀行の数が比較的多かったのは金利水準がまだ高いことを示すものと見るべきであつて、「現時の金利は未投機を誘ふに足るの低下にあらざる」ものと考えられた。<sup>(9)</sup>また、各種企業の新設・増資に伴う株式払込資金はもちろん少ないとはいえないけれども、「其の主なるものは鉄道会社にして、其の払込は長時日の間に於てするものとし、之に次ぐは銀行にして、之が設立は一層融通の便を与ふるもの」であ

るうえ、この両者を除けば「余は其の数甚多からざるを以て、更に此に介意する所なきものの如」<sup>(10)</sup>く思われた。このような判断に立っていたとすれば、少なくとも28年下期の段階では、本行は企業勃興の行過ぎによる破綻・恐慌、もしくは金融の著しい逼迫はあるまいと考えていたといつてよいであろう。

事実、顕著な企業勃興の情勢にもかかわらず、28年8月以後も市中金利は漸落傾向をたどり、金融は何事もなく平穩に推移した。もっとも、年末接近とともにさすがに金融も繁忙化し、28年末に至り「稀有の繁忙を告げた」が、本行は決算期の到来、取引の活発化と価格の上昇、横浜生糸の入荷増など、いろいろな要因が集中して一時的に資金需要が生じたためであると見ていた<sup>(11)</sup>。したがって、公定歩合の引上げなど引締め策を取ることなく、市場の成行きにゆだねたのは当然といえよう。

この間の本行対民間貸出残高（外国為替手形の割引を除く）を見ると（表9-10）、明治28年7月以降11月までは一進一退で推移しており、企業勃興に伴う資金需要はそれほど反映されていない。ただ12月には急増を示し、同月末の対民間貸出残高は6月末比38.2%増となっているが、下期中における同貸出残高増加額の59%は担保品付以外の手形割引残高の増大によるものであって、景気上昇に伴

表 9-10 本行対民間貸出残高と兌換銀行券発行高 (単位：千円)

明治 年月末	本行対民間貸出残高					兌換銀行券発行高		
	割引手形	うち 担保品付	定期貸	当座貸越	合計	発行高(C)	制限外 発行(D)	D/C(%)
27.12	14,987	7,425	10,600	5,965	31,552	149,814	4,198	2.8
28.6(A)	14,859	8,795	21,660	3,530	40,049	143,084	13,811	9.7
8	20,680	9,696	18,613	3,128	42,421	152,905	20,343	13.3
10	20,767	8,713	16,828	4,328	41,923	158,692	27,613	17.4
12(B)	26,073	11,030	24,923	4,355	55,351	180,337	55,083	30.5
増加額 (B-A)	11,214	2,235	3,263	825	15,302	37,254	41,272	
増加率 (B/A)	75.5	25.4	15.1	23.4	38.2	26.0	298.8	

(注) 1. 外国為替手形の割引を含まない。

2. 増加率(B/A)は%。

(出所) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』。制限外発行高は前掲『明治財政史』第14巻、312~313ページによる。

う取引拡大によるところが大きかったといえる。

一方、兌換銀行券発行高は28年7月末後増勢を続け12月末には1億8034万円に達し、6月末比26.0%増、前年末比20.4%増となった。この増加率は特に著しいとはいえないが、8月以来、制限外発行高は逐月増加の一途をたどり、年末には5508万円の巨額に及び、発行高の30.5%を占めるに至った（表9-10）。しかし、兌換銀行券発行高の28年下期中における増加額（3725万円）に対する、対民間貸出残高増加額（1530万円）の割合は41.1%と半分を下回っていた。銀行券増発の主因は対民間貸出の増大にあったとはいいいにくい。

これに対し、対政府貸付残高は28年6月末の3450万円から12月末には6350万円へと2900万円（84.1%）増加している（表9-11）。その増加額は対民間貸出のそれを89.5%も上回り、兌換銀行券発行高の増加額に対する比率も77.9%に達していた。こうしてみると、巨額の制限外発行は「主として政府貸上金に基く<sup>(12)</sup>」ものであったという指摘も当然であろう。当時、本行も「此の制限外の発行は主に軍費支出の用に供したるに外ならず」としていた。「制限外兌換券の発行は平常務めて忌避する所にして、已むを得ずして発行することあるも直ちに之を還収するの方針を取」ってきたにもかかわらず、強いてその回収を図らなかった理由の一つはこの点にあるが、同時に、「清国償金の内凡そ壹億貳千万円は既に授受を終へ、現に預金として英蘭銀行の庫中に存するあり、是直接に兌換の準備たらず

表 9-11 本行対政府貸付残高 (単位：千円)

明治 年月末	23年法律 第34号分	27年法律第16号分		27年法律 第25号分	28年法律 第8号分	合 計
		定期貸	一時貸			
28. 6	22,000			12,500		34,500
7	22,000			12,500		34,500
8	22,000			12,500		34,500
9	22,000	3,000	2,890	12,500		40,390
10	22,000	10,000	2,500	12,500		47,000
11	22,000	17,500	1,000	12,500	2,000	55,000
12	22,000	17,500		12,500	11,500	63,500

- (注) 1. 23年法律第34号分は政府紙幣消却のための貸付。  
 2. 27年法律第16号分は一時的な国庫不足資金補填のための貸付。  
 3. 27年法律第25号分と28年法律第8号分は日清戦費調達のための貸付。  
 (出所) 日本銀行保有資料により作成。

と雖ども其の性質上行之に代るべきものなれば、全く常時の制限外発行と同じからず」と考えていたことは見逃せない<sup>(13)</sup>。

もっとも、「預け合」がまだ実施に移されず、後述のように清国賠償金の本邦回送、本行正貨準備への繰入れも事実上不可能であった28年末ごろの段階で、制限外発行を回収しようとするばまず対政府貸付の返済を求めざるをえない。しかし、その用途の性格上それがむずかしいとなると、対民間貸出に多かれ少なかれ「しわ」を寄せる以外に方法はなかった。それは、結果的に、企業勃興の芽を摘んでしまうか、その勢いに水を差すことになるおそれがあった。28年12月14日に開かれた東京商業会議所の戦後経済調査委員会が、軍備拡張の必要性を認めつつも、商工業の発達を阻害しない程度にとどめ「専ら国力の發育に力を尽すべし」との方針を決定したのは、本行の対民間貸出抑制を懸念したためであろう<sup>(14)</sup>。

本行としても、日清戦後経営計画の課題——軍備拡張と殖産興業——からいって、明らかな政策転換は実施しがたかったのではなかろうか。経済の発展ひいては国民担税力の強化を達成できるかどうかは、ロシアの南下に備える軍備拡張計画の成否にもかかわることであった点を考えると、対民間貸出を主要対象とする引締め政策を取ることは簡単にはできなかつたであろう。本行が物価の高騰・企業熱の高進に留意しつつも、市場機能による自律的調節に期待したのはそのためでもあったといえよう。

### 預け合による制限外発行の回収

上記のように、明治28年下期中、本行は企業勃興に伴う事態の進展を慎重に見守りながらも、市場機能による調整にゆだねて静観的態度をとった。しかし、制限外発行の累増につれて、兌換銀行券発行高に対する正貨準備の割合（正貨準備率）の急速な低下を免れなかった。日清講和条約の調印された28年4月末には51.6%と、50%台を維持していた正貨準備率は、28年11月末には40%を割り、翌29年1月末には32.1%とついに3分の1のラインも下回るに至った。

28年10月31日に受領した第1回軍費賠償金823万ポンド（邦貨換算7414万円）を直ちに本邦に取り寄せ、政府がこれを本行からの借入金の返済に充てたなら

ば、制限外発行は「斯くまで巨額に上らざりし<sup>(15)</sup>」ことはいうまでもない。したがって、正貨準備率の著しい低下も避けられたであろう。しかし、28年3月に清国と講和交渉が開始されて以来、わが国が銀本位国であったため賠償金も銀貨・銀塊によって受領するであろうという期待が強まり、ロンドン市場における銀塊相場は騰勢をたどった。従来1オンス・28ペンス以下であったものが、10月初めには31ペンス16分の5まで上昇し、さらに第1回軍費賠償金の受領とともに強含みに推移するという状況であった。このため「此時期に当り償金を動かすは益々銀価の騰貴を助勢し、殊に毎年下半期より翌年二月頃迄の間は、生糸輸出の季節なるを以て貿易上に不利の影響を及ぼさんことを慮り<sup>(16)</sup>」、政府は正貨の回送または為替の取組みに着手しなかった。

しかし、多額の制限外発行を続けるような情勢ではいずれは正貨の流出を招く可能性が大きかった。「清国償金を以て之に代償し、漸次制限外の発行を減少することは今日の急務にあらずや<sup>(17)</sup>」と主張されたのも当然であった。本行もその点に配慮し、28年12月以降、ヨーロッパ市場における銀価の動きも平穩に復したので、29年1月11日、兌換制度維持のため、賠償金のうち100万ポンドを為替資金として借り入れたい旨を大蔵大臣に上申した。同上申書は次のように述べている<sup>(18)</sup>。

近頃金融次第に繁忙に趣き、且政府へ貸上金も巨額に上り候為め、制限外兌換券の発行著敷増加致候処、正貨は漸次減少し、尚今後も銀貨統統輸出の傾向有之、大に兌換制度の権衡を失するの憂有之候に付、此際可成銀貨の輸出を防止し、且為替相場の出合に依り銀貨の輸入を計り、以て兌換制度の権衡を維持するは目下の急務に可有之と奉存候

この上申は対政府貸付の返済→制限外発行の回収を意図したものではなく、正貨準備の減少防止のため為替資金の借入れを要望したにとどまったが、1月11日、蔵相は本行の上申を認めなかった代わりに、ロンドンにおける本行代理店である横浜正金銀行支店に対し清国賠償金のうちから英貨100万ポンドを交付し、為替取組みの方法によって同資金を本邦に取り寄せ、その代金を国庫に納付するよう本行に命じた。これは「一方には取寄の用に弁じ、一方には正貨輸出防止の効果

第2章 草創期の日本銀行

を取めんことを期<sup>(19)</sup>したものであるが、このような趣旨と金銀塊購入の目的をもって交付された英貨は29年5月までに500万ポンドに達し、うち186万ポンドは為替取組みに、200万ポンドは金銀塊購入に充てられた。こうして、政府は「二十九年三月頃より漸く償金を以て其借入金<sup>(20)</sup>の返済に充て、而して日本銀行は正金の到著すると同時に漸次正貨準備を増加」したといわれている。事実、明治29年に入ってから制限外発行高は次第に減少し、5月19日現在（預け合実施前日）では2699万円と前年末比半減しており、兌換銀行券発行高に対する正貨準備率もわずかではあるが上昇傾向をたどった（表9-12）。

表 9-12 兌換銀行券発行高 (単位：千円)

明治 年月末	発行高	正貨準備発行	保証発行	制限外発行	正貨準備率
28. 12	180,337	60,371	119,966	55,083	33.5%
29. 1	171,212	54,890	116,321	50,938	32.1
2	164,408	54,589	109,819	44,434	33.2
3	157,142	55,347	101,795	36,409	35.2
4	154,749	55,574	99,174	33,787	35.9
5	165,838	106,309	59,529	0	64.1

(出所) 前掲『明治財政史』第14巻、314ページ。

しかし、明治29年に入ってからの本行対政府貸付についてみると、その残高は確かに2月、3月は減少しているが、4月には再び増加し、同月末残高は前年末比26万円（0.4%）の減少を示したにすぎない（表9-13）。その間（29年1月～

4月）における兌換銀行券発行高

表 9-13 本行貸出残高 (単位：千円)

の収縮額は2559万円にも達し、正貨準備も480万円減少しているので、制限外発行の漸減は清国賠償金の取寄せ→対政府貸付の返済・正貨準備の増加によるものとはいえなかった。むしろ、この間に本行対民間貸出（外国為替手形の割引を除く）は2253万円減少してい

明治 年月末	対民間貸出	外国為替 手形割引	対政府貸付
28. 12(A)	55,351	8,508	63,500
29. 1	51,180	10,475	64,500
2	48,395	11,482	63,270
3	38,067	10,699	59,900
4(B)	32,817	10,600	63,240
5	33,213	9,943	72,000
B - A	△ 22,534	2,092	△ 260

(注) △印は減少を示す。

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』。



ることからみると、29年に入ってから制限外発行の減少は主として対民間貸出の回収によるものであり、正貨準備率の上昇も兌換銀行券発行高の収縮に負うところが大きかったというべきであろう。

もっとも、5月に入ってから事情は一変する。すなわち、29年3月9日公布の法律第10号「臨時軍事費特別会計ニ関スル法律」により、同特別会計は同年3月31日をもって終結することになり、28年度追加予算によって償金特別会計から7895万円余を臨時軍事費歳入に繰り入れることと定められた。ところが当時、償金特別会計の本邦内における保有資金は902万円余りにすぎなかったため、上記繰入れをすることは不可能であった。このため政府は、5月16日、償金特別会計法第3条に基づき預け合を行うことを本行に令達し、同月20日、第1回の預け合5000万円を実施した（預け合期限は一応29年12月31日までとされたがその後延長）。

つまり、政府は英貨580万ポンドを本行（ロンドン代理店）に預入し、本行はこの英貨をイングランド銀行に寄託したうえ、これを正貨準備として5000万円の兌換銀行券を発行して政府に貸し付け、政府はこの5000万円を臨時軍事費特別会計に繰り入れた後、臨時軍事費関係の本行対政府貸付残高4124万円の返済に充当した。その結果、29年5月末における本行の対政府貸付残高は、明治23年法律第34号（兌換銀行券条例改正法律）による政府紙幣消却のための2200万円と、預け合による5000万円、合計7200万円となり、前月末に比べて876万円（13.9%）増加したが、正貨準備高は4月末の5557万円から5月末には1億631万円へとほぼ倍増（1.91倍）し、正貨準備率は35.9%から一挙に64.1%に上昇した。このため、28年6月以来前後345日、ほとんど1年の長きに及んだ制限外発行も全く消滅した<sup>(21)</sup>。

外国において保有していた清国賠償金を預け合の方式によって本行正貨準備に繰り入れるという「変則的準備を設けた」ことは、当時の情勢上やむをえないものであったが、次のような指摘のあったことは見落とせない<sup>(22)</sup>。「久しく之を存するは決して経済上良策に非ざるなり、何となれば制限外の発行は、世人をして金融界に於ける資金の需用が平常の程度を超ゆること幾何なるかを推測せしむるを

以て、此の如く権宜の手段に依り徒に正貨準備を増加するときは、其幾何が實際に於て平常以上の需要に属して、所謂警戒を要すべきものなるかを知る能はざらしむればなり」という指摘である。

このような指摘が成り立つためには、保証発行限度が適正な水準に定められていることが前提となると思われるが、預け合による「正貨準備の増加したるに関し、世間に於てはわが兌換制度の愈々鞏固となりたるを悦ぶものありと雖も、余輩は寧ろ之を憂ひざるべからず、何となれば倫敦に在る所の正貨準備は二ヶ月以上を費さざれば取寄すること能はざるを以て、実は正貨準備の資格なきものなればなり」といった批判も見られた<sup>(23)</sup>。いわゆる在外正貨批判はこうした考え方を基礎としているが、この問題は、正貨準備の主たる目的を、銀行券の代わりに正貨自体を保有ないし使用するための兌換請求に備えようとする点におくか、あるいは対外決済に正貨を使用するための兌換請求に備えようとする点におくかによって、その結論が異なってくることはいうまでもない。金本位制度全般の歴史からみて、時代の経過とともに前者から後者へ漸次移行したが、この時点においてわが国では前者の考え方が強かった。後に述べるように、明治29年12月以降、預け合が徐々に解除されることになるのは、『明治財政史』によれば、本行が預け合という人為的な方策に伴う前記のような弊害を認識していたためといわれている<sup>(24)</sup>。

### 公定歩合の引上げ

前述した明治28年末の金融繁忙化に続いて、翌29年1、2月ごろも、前年に計画された諸会社・銀行の株金払込み期限接近、事業公債募集法案（発行限度1億3500万円）の議会提出および軍事公債3000万円募集説、あるいは京城事変の発生もあって金融は引締まりの傾向を示した。しかし、その後はやや緩和し、5月終わりまで概して平穩に経過した。1月以降、商況の不振から資金需要が減退した反面、散布された日清戦費が次第に金融市場に流入してきたほか、生糸の売行き好調、戦費関係の本行対政府貸付の回収・正貨準備の増大、第2回賠償金受領の報道など、さまざまな事情が重なって金融経済界の不安がやや薄らいだためと説

明されているが、<sup>(25)</sup>金融の基調は引締まりの域を脱したわけではなかった。

たとえば、そのころ行われた国債の公募は不調に終わっている。すなわち、前に述べた明治27年10月制定の法律第25号および28年3月制定の法律第8号に基づき、29年3月4日に大蔵省令第2号が公布され、3月16日～21日の間に軍事公債1000万円（金利年5%、発行価格は額面100円につき最低100円）の募集が実施されたが、一般からの応募額はわずかの158万円にとどまった。このような募集の不成績は、一つには、日清戦争終結後すでに1年近くを経過し、国民の愛国心もようやく冷却してきたことにもよるが、日清戦後「我国の経済界頓に膨脹し、各種の事業勃興するの望あるに従ひ、金融益々繁忙を加へた」ためであると指摘されている。<sup>(26)</sup>

もっとも、「近時の市況に於て平価募集を為さんとするは誤謬の甚しきものにして、其の不結果を得たるは毫も怪むべきにあらず」とする批判もあつたが、<sup>(27)</sup>これもまた金融の引締まり基調を示すものにほかならない。注目すべきことは、このような批判に対して政府当局は、賠償金を見返りとする本行借入れにより調達した財政資金の散布に伴って金融は緩和し、「金利は引下らざるを得ず、公債は騰貴せざるを得ず、是に於て政府は徐々と公債を売りて一面に市場金利の暴落を制止しつつ、優に額面以上の金額を取むるを得ん、政府が此際募集価格を引下げても十分に応募者を求めんとせざりし其意蓋し此にあり」と述べていたことである。<sup>(28)</sup>政府は、こうした見通しに立って、当面の金融の引締まりまたは逼迫も一時的現象とみなしていたのであろう。

上記の軍事公債応募不足額850万円については、政府は当時の市場の状況からみてこれ以上応募者の出る見込みはないと思われたうえ、わずか1000万円の国債発行に再募集の手続きを取ることは甚だ体裁が悪いと考え、本行と相談のうえ、29年3月24日の大蔵省議により、①応募不足額のうち500万円は償金特別会計法第2条（「償金ハ金銀地金及有価証券ヲ以テ之ヲ保有スルコトヲ得」）により、同特別会計が額面で応募する、②残余の342万1950円は日本銀行に引き受けさせることに決し、所要の手續きが取られた。<sup>(29)</sup>また、これと同じ根拠法に基づく29年3月4日公布大蔵省令第3号による軍事公債2500万円（金利年5%）についても、

当時の金融経済情勢からみて公募はむずかしいと判断されたので、全額預金部資金により額面で引き受けられた。<sup>(30)</sup>その必要資金は、国庫余裕金のうち2100万円を本行に預入し、本行は直ちにこれを預金部に預け入れることによって調達されたが、このような軍事公債の発行状況からみて、金融は繁忙に転ずる傾きがあったといてよいであろう。

果たして、29年6月に入り生糸・茶の生産季節に向かうや、地方において資金需要台頭の兆しがみられたうえ、諸会社株式払込額はますます多くなり、また北海道の資金需要は殊に活発で現金輸送を必要とするなど、種々の事情から金融はやや繁忙化し、市中銀行は金利を若干引き上げた。<sup>(31)</sup>それでも、先行きは「格別著しき繁忙を唱ふるに至るが如きこと先以て之なき見込」という意見もあつたが、<sup>(32)</sup>7月は、既述のように29年上期中の貿易収支が2643万円という多額の入超に終わったこともあって、各銀行ともさらに金利を引き上げて警戒的方針を取った。続いて8月も、酒造税納付資金、販売不振に伴う横浜生糸の滞貨資金、旧盆節季資金、株式払込み資金等の需要が重なったため、金融は非常な引締まりを告げ、金利はますます上昇した。特に大阪でその傾向が強く、大阪同盟銀行の貸出金利（1000円以上1万円未満の平均）はついに年10%台に達し、前年同月の水準（9.56%）を上回るに至った。

このような金融の引締まりを「緩和調理し、無事に之を経過せしむるや否やは、実に日本銀行の措置如何に存する」ので、本行がいかなる施策を取るか注目すべきであるといわれたのは当然であろう。<sup>(33)</sup>同時に、この際本行が、①賠償金の本邦回送に乗じて、銀行券発行高を膨張させ貸出を進めるようなことがあれば、投機を助長し恐慌を招来したという責めを免れないであろうし、②賠償金による政府の日本銀行借入金返済に伴う兌換銀行券発行高の収縮を放任し、対民間貸出を増やさないということであれば、経済界に大困難をもたらすことになるであろう、という指摘のあつたことも見落とせない。<sup>(34)</sup>緩急いずれにせよ、金融政策の運営上むずかしい局面に差し掛かっていたといえよう。

少なくとも29年8月の段階では、本行は公定歩合の引上げが必要であると判断していた。当時、貿易収支の赤字幅は年初来8月までに4319万円にも達したもの

の、正貨収支は1734万円の流入超を示し、本行正貨準備も5月の預け合後8月末までに445万円増加していた。しかし、それはロンドンに置かれていた清国賠償金を輸入資金に充て、あるいは本邦へ回送したためであったことはいうまでもない。本行は貿易赤字と正貨流入の併存を特殊な要因に基づく異常な現象と考え、事態を警戒視していた。流入正貨は国庫に属するものであって市場資金として還流することはなく、為替代り金も市場を去って国庫におさまるものであるから、市場の通貨は減ることはあっても増えることはない。「此の如くにして数月を経過すれば、資金需要の追迫増加するに従ひ、金融は愈々逼迫するの外無く、前途の形勢関心に堪へざるもの有り」と判断していたのである。<sup>(35)</sup>市中貸出金利の上昇はそのような情勢の表われといえるが、本行対民間貸出残高（外国為替手形の割引を除く）は29年6月～8月の間に82.1%も増大し、8月末残高は6000万円を超えるに至った。

表 9-14 本行対民間貸出残高と兌換銀行券発行高 (単位：千円)

明治 年月末	対民間貸出 残高	外国為替 手形割引	銀行券 発行高	うち 正貨準備発行	保証発行
29. 5(A)	33,213	9,943	165,838	106,309	59,529
6	48,737	8,288	171,695	107,181	64,514
7	49,618	7,750	171,102	106,518	64,584
8(B)	60,484	7,871	175,242	110,761	64,480
B-A	27,271	△ 2,072	9,404	4,452	4,951

(注) △印は減少を示す。

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』。

この間、経済活動が拡大するなかで兌換銀行券発行高には一見奇妙な動きが見られた。すなわち、29年6月末の同発行高は再び1億7000万円台に達し、保証発行高も6500万円近くに及んだが、同月末における国立銀行券未消却高2079万円を考慮すると、保証発行余力はもはや無くなっていた。6月に続いて7、8月も本行対民間貸出残高は増勢をたどり、特に8月末には前月末比1087万円の大増加を示すような勢いであったので、このままでは制限外発行は免れまいし、制限外発行が発生すれば日本銀行は引締め政策を取るであろう、と予想する向きがこの期間中少なくなかったのも当然であった。しかし、保証発行高は7月末、8月末

とも6450万円前後で推移し、制限外発行は見られなかった。これには正貨準備が若干増えたことももちろん影響を及ぼしたが、それよりも6月～8月の間の銀行券増発高自体がわずか940万円にとどまったことによるところが大きい。

それでは、本行対民間貸出残高がその間に2727万円も増大したのはなぜかという疑問が生ずるが、これについては、前述の明治27年中の事情と同じように貿易収支の逆調下で対民間貸出のかなりの部分が輸入資金に充てられたことが指摘されよう。ただこの期間については、貿易収支の大幅逆調下にもかかわらず、賠償金の流入により本行の正貨準備はかえって増加しており、この面だけからいえば、本行の対民間貸出増加のもとで銀行券は多額の増発要因を内包していた。それが表面化しなかったのは国庫の余裕金が本行に預入されたためであった。この点に関連し、当時、政府は「国庫金を日本銀行に預け入れ、日本銀行之を世上に貸付けて以て金融の円滑を謀りつつある」と推論されていたが、後に本行総裁も、「政府に於ても亦金融の前途を慮らるる所あり、国庫現在の金員を發して之を本行に預託し、以て市場貸出の資に運用することを得せしめられしを以て、斯に始めて前途融通の謀を立つるを得た」と述べている<sup>(36)</sup>。金庫制度のもとでは、国庫金の預入を受ければそれだけ銀行券発行高が収縮するので、それを貸出資金に充当し、貸出に伴って仮りに全額本行から銀行券が流出しても銀行券発行高が増加しないことはいうまでもない。民間における実際の銀行券流通高は、当時の経済動向を反映して、銀行券発行高の計数の動きにみられるよりもかなり増加していたが、このような国庫金の預入によって銀行券発行高自体は、前記のように比較的落ち着いた動きを示したものといえよう。

もっとも、この時の国庫金預入額がいくらであったかは明らかにすることができない。明治23年上期から本行経理方式が改正されたためである。すなわち、「政府勘定」、「人民勘定」という総括科目が廃止され、「国庫金勘定」、「官金勘定」がそれぞれ総括科目として独立した際、従来「政府勘定」に含まれていた政府の定期預金等は、「人民勘定」中のそれぞれに合同され、総括科目としての「預金勘定」に包含されてしまった。したがって、この時以降、一般の国庫金ないし「官金勘定」と区別された政府からの預金は「預金勘定」の一部となり、少

なくとも本行半季報告に関する限りその内訳を知ることができなくなった。ちなみに、明治29年下期から、政府からの預金はそれ以外の者からの預金と区別され、「政府預金」として掲げられることになったものの、それまで政府資金運用のための通り抜け勘定としての役割を果たしていた「別段預金」も、「政府預金」の中に含まれてしまったので、本行が自由に運用できる政府預金の残高は把握できない。

そこで試みに、『日本銀行統計月報』により本行預り金勘定中の官庁預金の推移を見てみると（表9-15）、29年6月中に1062万円、8月中に1165万円、6月～8月の間では2103万円増加している。仮に、この増加額をすべて本行対民間貸出に充てたとすれば、その間の同貸出残高増加額のうち兌換銀行券の増発につながる可能性のあった金額は、624万円にとどまったことになる。したがって、この面だけからいえば制限外発行を見なかったのは国庫金の本行預入に負うところが大きいといって間違いないであろう。むしろ、制限外発行発生の金融経済界に及ぼす好ましくない影響、つまり金融の引締めもしくは引締め政策の発動を予想するあまり、過度の反応を引き起こすようなことが生じないようにするため、国庫金を本行に預入したと見るべきであると考えられる。

問題はそのねらいである。前述のように、政府当局が先行きの金融緩慢を予想

表9-15 政府関係預金残高

(単位：千円)

明治 年/月末	官庁預金	別段預金	うち 清国賠償金	預金局運用金
29/ 1	639	9,458	9,458	
2	1,304	16,441	16,441	
3	208	39,951	18,951	21,000
4	1,123	45,008	28,008	17,000
5	224	98,543	83,041	15,502
6	10,842	97,649	83,149	14,500
7	9,603	101,311	86,811	14,500
8	21,251	90,854	76,354	14,500
9	22,156	93,424	79,924	13,500
10	32,262	97,734	84,234	13,500
11	33,936	100,218	85,218	15,000
12	148,343		n. a.	n. a.

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』。

していたとすれば、国庫金の本行預入という方法により制限外発行の発生を回避しようとした理由も理解できよう。経済界・金融界の過度の慎重化または萎縮は、発足したばかりの日清戦後経営計画の停滞につながるからであった。しかし、この措置も、皆無に近かった保証発行余力の状況を改善するほどのものではなかった。加えて、毎年下期は金融は引き締まるのが通例であったうえ、日清戦後の企業勃興に伴い万事伸長の傾向があったので、本行は「国庫金の預託を得たるのみにては未だ全く安んずべからざるもの」<sup>(38)</sup>があると考え、公定歩合の上げを意図したのであった。

しかし、その意図を実行に移す環境に恵まれなかった。一つは、29年5月30日に陸奥外相が辞職し、渡辺蔵相も財政問題で他の閣僚と意見が合わず辞表を提出するなど、内閣が揺れ動いていたことである。伊藤博文首相は大隈重信を外相、松方正義を蔵相として入閣させようと努めたが、板垣退助内相（29年4月14日就任）の反対により実現することができなかった。次いで、「日本銀行総裁の川田小一郎を蔵相とし、鶴原定吉を次官とし、山本達雄を日本銀行総裁とし、高橋是清を正金銀行総裁とすることを考慮した」<sup>(39)</sup>がこれも妨げられ、8月28日、ついに内閣不統一を理由に辞表を提出するのやむなきに至った。9月18日、ようやく組閣の大命は松方に降下し、即日、松方内閣が成立する（蔵相は首相が兼任）が、伊藤内閣の進退が決まるまでは公定歩合の上げもむずかしかったであろう。政局の見通し難が公定歩合上げの影響を増幅させる可能性があったからである。

もう一つは当時の経済界・金融界の心理状況である。29年8月の金融引締めに伴って、前途恐慌の必来を唱道する政治家や公定歩合上げの風説を信ずる実業家もあり、「市場の人氣は益々畏縮の傾向を生じ、其の影響は著しく株式市場に及びて取引頗る不活潑を極め」<sup>(40)</sup>ていた。このような時に公定歩合を上げれば、市場に及ぼすその影響は必要以上に大きくなるおそれのあったことは否めない<sup>(41)</sup>。

9月に入って金融もやや緩和に傾き、「少しく利子の引上を為すも為に著しき変動を生ずるが如きこと無かるべし」<sup>(42)</sup>と思われたので、7日に本店と大阪支店が、14日に西部支店がそれぞれ公定歩合を日歩1厘引き上げた。9月6日付『中<sup>(43)</sup>



『外商業新報』は以下のように報じている。

今回日本銀行の金利を改正した理由に就て当局者の語る所に依れば、既往の情勢を顧み将来の趨勢を察する時は、金融繁忙の傾向到底避くことを得べからず、既に日本銀行に於てはこの時に処するの策に就て稽考する所あり、而して金利の改正を七八月の交に於て実行し、前途の警戒に備ふる所なかりしものは、時恰も融通繁忙を告げ、遽に之に変調を与ふるを避け、又金融市場をして驚動せしむることを憂ひしが為めに外ならざるなり

また同日付『東京日日新聞』は、今回の引上げは「一方に経済上の変動を防ぎ、他方に於ては輸入を防止し、異日の大需要に應ぜんが為めにて、敢て目前に迫る資金の有無に関係せず」と記している。9月の引上げは予防的引締めという色彩が濃かったといえようが、日清戦争直後に表明された本行の積極方針も転換点を迎えたことは否定できない。

なお、日本銀行は「所謂開放主義進取の方針を誇揚せるも」、民間金融を緩和させる方法を知らず、いよいよその逼迫を甚だしくし、「狼狽して利子を引上げ、爾来愈々貸渋を為すの状あり、……其れ無識の甚しきや」という批判もあつた。<sup>(44)</sup>

### 大阪における金融逼迫の救済

上述のように慎重な配慮のもとに実施された明治29年9月の公定歩合引上げは、下期の金融繁忙にあらかじめ備えたものであって、公定歩合の変更に敏感な株式市場にも目立った影響を与えることがなかった。しかし、輸出不振に伴う生糸の滞貨累増、愛知・岐阜など各地の水害による運輸の混乱に伴う取引の手違い、諸会社株金払込みなどから金融は一段と引き締まったのに加えて、伊藤首相辞表提出後の新内閣組閣難もあり、株式相場は次第に下落に傾き、金融は円滑を欠くに至った。

金融の不円滑に伴って「種々の風説を流布するは市場の常にして」、現在の金融引締めりは本行の貸渋りによるという説が流れ、特に大阪においてこの説が盛んに唱えられたようである。<sup>(45)</sup> 当時の一新聞は、「此程来金融緊縮の声喧しきに連れ、日本銀行貸渋の評判亦市中に噂せらるるに至り、現に大阪の某銀行の如きは、東

京の某行に向けて、大阪の日本銀行支店は貸渋り、請求に応ぜざるに付き貴地にて融通を依頼すとの意味を以て、電報を發し來りたるもありといふ」と報じている。<sup>(46)</sup>

こうしたなかで、9月末から10月にかけて、大阪における二、三の銀行の支払い停止、大阪手形交換所における手形売買の行詰まり、東京における木綿商・織物商の手形不渡りなど、続々と「不穩の報」が伝わったため、市中銀行の警戒態度はいよいよ強まり、金融はますます円滑を欠いた。<sup>(47)</sup>このような「不穩」の事態發生に対して本行は、「先に株式市場好況を呈するの日に方て、銀行者及商業者にして株式売買に關せしものも亦少からざるが如く、是等の輩は金融引締り株式相場下落するの日に当ては破綻を生ずること勢の免かれざる所」であると考えていた。<sup>(48)</sup>世上でも、大阪における「金融必迫とは専ら銀行間に於ける必迫を言」い、その原因はいろいろあるが「要するに新事業に關係し、若しくは其の株券を抵当に取りたるに、その価格下落したるに由るものなるべし」といわれていたが、大阪における金融の逼迫は特に著しく、同地同盟銀行の手形取引も漸次縮小し「一大恐慌を起さんとするの傾向」があった。<sup>(50)</sup>

すなわち、大阪では、銀行が手形を振り出して手形交換所に売却し、資金に余裕のある銀行がこれを買って融通をするという慣習があった。このような手形の売買はかなりの額に達していた（一説によれば10月15日～11月15日の間の要決済高は508万円<sup>(51)</sup>）が、29年9月ごろ、やや金融引締まりの兆候がみられるや、手形買入れ銀行は資金回収のためその取立てを勵行したので、手形振出銀行は資金繰りに窮し相次いで破綻を暴露した。11月5日付『東洋經濟新報』によると、逸身銀行・第四十二国立銀行・近江銀行・第五十八国立銀行などが同盟銀行手形取引では大口の借り手であったが、10月16日付『中外商業新報』は、大阪同盟貯蓄銀行が急激な預金取付けに遭って支払いを停止し、ついに解散の悲運に陥ったのに次いで、島之内銀行・琴平銀行等も支払いを停止するに至り、今や第四十二国立銀行・第七十九国立銀行・大阪明治銀行・大阪銀行・天満銀行・天王寺銀行・木津銀行・玉造銀行・逸身銀行・近江銀行等も続々と取付けに遭い、「必死之に應ずるの策を運らし、幸に未だ支払停止の失態を演ずるには至らざれども、

猶以て運命定まらざるものあり、為めに人心危懼を抱きて安心するに至らず」と報道している。特に逸身銀行の場合は、徳川時代以来有名な両替商の後身で世間の信用も厚かったので、同行が支払い停止となれば大阪全市の金融に非常な混乱をもたらすおそれがあった。

このような情勢に、第四十二国立銀行頭取田中市兵衛、第百三十国立銀行頭取松本重太郎等は金融逼迫の打開をはかるため奔走した。また、大阪商業会議所はまず役員会において金融救済策を論議したうえ、10月13日に臨時総会を開き、大阪の「銀行中其基礎の鞏固にして信用厚きもの同盟聯結し、所謂連帯責任を以て日本銀行に相当の援助を求め、目下の危急を救済する」ことを決議した。<sup>(53)</sup>この後、同会議所会頭土居通夫は上京し、10月18日、本行の川田総裁に面会して救済を陳情した。これに対し、川田総裁は以下のように述べたと伝えられているが、<sup>(54)</sup>それを裏付ける本行資料は見当たらない。

商業会議所なるものは斯る事にまで立入り、銀行家の為めに金融を謀るなどの実務を取るべき性質の者にあらず、商業会議所が斯る要求を為すも日本銀行は固より其請に応ずべきにあらざるなり、然れども大阪の現況に就ては日本銀行亦見る所あり、今日の陳情により愈々之を審にする所あれば、之に向ては相応の融通を与べしと雖も、各銀行聯合して融通を求めんと云ふに至ては熟考する所あるべきなり、即ち信用薄弱なるものも手堅きものも連帯責任を以て借金をなすことは銀行家の不利極まれるのみならず、日本銀行も亦斯る融通をなすことを望まざるなり、此事に就ては何とか方法を立て、此際成るべく融通の道を開くべし、又担保品の種類を増し、或は其価格を引上ることは断じて為し難し、否為すの必要なかるべし、何となれば日本銀行は各銀行の信用の厚薄により融通を与ふるものにして、担保品の如きは漸々之を廃するも差支へなき程なれば、其種類を拡張し価格を引上るの必要を見ざるべし。

また、10月29日付『東京日日新聞』の報道によれば、「川田総裁にも大阪の経済市場の急を救はんとの心切なりしや、なれども何様同盟銀行と云へば殆んど玉石混淆の姿にて、中には救済の方法を立てたりとて忽ち失敗すべきものあり、或は全く救済の効なきもあるより、此際断然銀行の淘汰を施こし、救ふべきは救ひ、見込なきは其成行に放任し、経済市場の禍根を将来に絶たんとの考案もありし」ということであつたが、その真偽のほどは明らかでない。いずれにせよ川田

総裁は、折しも大阪より上京してきた本行の広瀬幸平監事からも同地の金融情勢を聴取し<sup>(55)</sup>、大阪支店に対して、住友銀行をして逸身銀行に相当の融通を行って救済させるよう交渉することを内命した。

ところが、川田総裁が商業会議所会頭から陳情を受けた10月18日に、前記の田中市兵衛・松本重太郎ほか数名が、本行大阪支店の監督を委嘱されていた川上左七郎理事を訪れ、「若し此の際日本銀行大阪支店に於て特別の金融を与へらるるにあらざれば、二三銀行の破綻に止らずして、由々しくも貨幣市場を紊乱するに至るべし」として救済融資を懇請し、川上理事も「之を傍観するに忍びずと為し、大に決心する所ありて本店の訓令を俟たず、専断を以て特別の金融を与ふる」ことを承諾していた<sup>(56)</sup>。特別の金融とは、大阪同盟銀行の委員銀行である第一大阪支店・第十三国立・第百四十八国立・第百三十国立・第四十二国立・第三十四国立・第三国立大阪支店の7行の連帯責任により、300万円まで再割引をするというものであった。川上理事がこの方法による救済融資を承諾したのは、「実際大阪に居りて其実況を備に知悉せる丈け幾分か人情も加はりたるものなるべし」といわれた<sup>(57)</sup>が、その措置が川田総裁の意図に反していたことは明らかであった。

このようにして本行本店と大阪支店の救済方針が食い違うに至ったため、「川田総裁先づ辞表を捧呈したれども、松方大蔵大臣は之を慰諭して許さず、尋で川上理事は辞表を捧呈し、川田総裁は松方大蔵大臣に稟議の上……認諾せられた」と報じられている<sup>(58)</sup>。それを確認できる資料はないが、川上理事は、10月27日に辞任している。なお、第一銀行大阪支店副支配人も連帯責任による日本銀行借入れに専断参加したため、「越権の措置なりとして遂に解職された<sup>(59)</sup>」。

川上理事が辞任したため、大阪同盟銀行に対する300万円までの連帯責任貸に関する約束の成行きが注目されたが、本行は同約束をそのまま存続させたほか、目下危急の迫った逸身銀行救済資金として別途30万円を、同盟銀行委員である7銀行の連帯責任により貸し出した。11月4日、川田総裁は連帯責任貸を認めた理由について以下のように述べたと伝えられているが、同時に、銀行営業の時弊についても触れており、同総裁の考え方の一端がうかがえて興味深い。

日本銀行は信用てふ事を以て営業上の堅城鉄壁とも見なし以て其営業をなす、故に過

般川上理事が専断の処置あるや、予は直ちに其責に任せしめ辞職の事あるに至りしと雖も、彼の処置たる川上<sup>[ママ]</sup>一己の意見にあらずして明かに日本銀行理事たる資格を以てなしたる事なるを以て、社会に対する信用上前約を変ぜざるものなり、彼の二三新聞が記す如く、川上の意見を継行するものと見るは大なる誤なり、試に思へ、若し川上の意見を継行するものならば焉ぞ川上をして責を引かしむるの必要あらむや、余は固より大阪の金融界の救済するの必要あるを知る、然れども其手段に至ては川上の行ひし所に大不同意なり、故に若し日本銀行にして代言的に営業せしめば、彼が如き口頭の契約は取消されたるや勿論なりとす、只強て之を行ふものは社会に対する信用の重<sup>(60)</sup>ずべきを知ればなり

元来銀行家と商業家との関係は、銀行が商業家より援助せらるるにあらず、商業家の発達を助くるを至当とす、然れば銀行家は商業界に卓立し其隆盛を計らざる可らず、既に其資金を融通して商業の発達を助けながら、故なく其貸金を回収するは、是れ当初前後の勢を達観せず資金を貸出し、為に事業濫興の大勢を馴致したるよりも其害更に大なるべし、銀行家の商業社会に対する責務の重大なるを考へなば、資金は容易に伸縮すべからざるものなり、前途の難易をも稽查せず金融漸く緩なれば争ひて門戸を洞開して起業家の信用濫用に資し、少しく逼迫すれば憚々として貸金を回収す、今の銀行家は滔々皆な然り<sup>(61)</sup>

本行理事の辞任という思わざる事件も巻き起こした明治29年10月の不穏な事態は、結局「単に一局部に止り、間もなく救済又は弥縫するを得たるを以て、一般の融通は随て緩和に傾き、年末には意外の静穩を見<sup>(62)</sup>」た。したがって、折角の連帯責任貸も実際には少額にとどまったようである。『東洋経済新報』によると、本行大阪支店が大阪同盟銀行に対し、実際に融通した金額は70万円程度にすぎず、翌30年1月25日には全額返済されたということであるが、29年秋の金融逼迫は30年～31年の「恐慌」の前兆であったといえよう。<sup>(63)</sup>

なお、川田総裁は、大阪同盟銀行に対する救済融資問題を処理してから間もない明治29年11月7日に死去した。<sup>(64)</sup>同日、与倉守人理事が総裁心得を仰せ付けられたが、11月11日、岩崎弥之助男爵が第4代本行総裁に任命された。翌30年2月の本行株主総会において岩崎総裁は、前任川田総裁が「数年来拮据勉励の結果、本行の<sup>[ママ]</sup>ために遺したる功績は各位と共に永く記憶すべき所<sup>(65)</sup>」であると述べたが、当

時の一新聞も次のように記している。<sup>(66)</sup>

一方に於て正金銀行に対する再割引を行ひ、一方に於て割引法を拡張して巧に二十三年に於ける経済界の変に処し、爾来金庫預金並に国庫金取扱等の任務を受け行務愈々拡張せるも、行員の任用各其器を得て業務毫も紊乱を来さしめず、政治社会の紛擾数数なりしに拘らず、日本銀行をして超然其風塵の外に屹立せしめ、中央銀行の本色<sup>[ママ]</sup>に發揮し、兌換制度の基礎をして益々鞏固の域に進ましめたるは全く君の力なり。

川田総裁の死去は「実に日本経済界の為に愛惜痛泣」せざるをえないものがあったが、同総裁が危篤に陥った11月4日、以下に掲げる官房秘第958号大蔵大臣令達<sup>(67)</sup>が本行に発せられていたことは見逃してはならない。<sup>(68)</sup>これにより、明治16年11月から実施されてきた公定歩合変更の届出制は廃止され、再び許可制に戻ったからである。この令達は公債を抵当とする貸付利子歩合についてのみ触れたものであるが、既述のように明治16年に届出制がとられる以前の時期には、本行は商業手形割引歩合などの変更についても許可を求めることにしていた関係もあり、明治29年のこの措置によって、その後公定歩合全般について許可を求めることが慣行化した。まことに遺憾なことであった。

明治十六年十一月一日付伺貸付金利子割合之義ニ付及指令置候処、右指令ハ取消候条、自今利子割合変更ノ義ハ其時々日本銀行条例第十一条第六号ノ手續ヲ経テ伺出ル義ト心得ヘシ

### 明治29年末の金融政策

上述のように明治29年末の金融は意外と平穏裡に終わったが、金融逼迫に伴い局地的とはいえ一乱のあった同年10月以降12月までの3か月間に、兌換銀行券発行高は2171万円（12.3%）増大し、本行対民間貸出残高（外国為替手形の割引を除く）は1640万円（25.9%）の増加を示した。対民間貸出残高の10月～12月中増加率は7月～9月中のそれ（29.8%）を若干下回ったとはいえ、銀行券増発率は前3か月（2.9%）に比べてかなり高かった。

もっとも、金融逼迫の救済が問題となった10月中の銀行券発行高は265万円の増発にとどまった。同月中の対民間貸出残高の増大（1119万円）は官庁預金の増

加（1011万円）によってほぼ賸われた形となったからであろう。したがって、制限外発行の発生は免れることができたが、保証発行余力（29年10月末で200万円程度）からみて、例年、銀行券需要のかさむ12月には、なんらかの措置を講じない限り、制限外発行の発生するおそれは多分にあった。事実、12月中に兌換銀行券は1757万円の大増発をみ、年末発行高は前年末比10.0%増の1億9831万円にも達し、「明治商業史上今日に於て未曾有の額と為す」といわれた。<sup>(69)</sup>

表 9-16 本行対民間貸出残高・兌換銀行券発行高等

(単位：千円)

明治年/月末	対民間貸出残高	官庁預金残高	銀行券発行高	うち正貨準備発行	保証発行
29/ 9(A)	63,284	22,156	176,605	110,376	66,229
10	74,469	32,262	179,258	112,797	66,461
11	69,729	33,936	180,744	114,625	66,119
12(B)	79,684	* 35,956	198,314	132,730	65,584
B - A	16,400	13,800	21,709	22,354	△ 645

(注) \*印は推計、△印は減少を示す。

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』。

このような情勢に本行は、年末における市中金融の逼迫をおもんばかり、年末から翌年初まで国庫余裕金による1000万円の資金融通を大蔵大臣に申請した。しかし、当時の国庫には本行に対し資金を融通できるだけの余裕がなかった。このため政府は、明治27年6月制定の法律第16号「国庫出納上一時貸借ニ関スル法律」により、ロンドンにある政府保有英貨のうち100万ポンド（邦貨換算907万円）を、年3%の利率で29年12月28日から30年1月10日まで本行に預入することに決し、29年12月25日、秘第1208号によりその旨を本行に命じた。<sup>(70)</sup> 本行はこの英貨を兌換銀行券発行の準備に充てることにし（準備価格861万円余）、イングランド銀行にこれを預託した。861万円余の発券準備は12月中の銀行券増発高の49%、正貨準備増加額（1811万円）の48%に相当したことは注目されよう。この預託英貨は指定の期日に返却されたが、預託期間・金額からみて、これが年末における制限外発行の回避をねらいとしたものであったことは間違いない。

ただし、12月中の上記英貨預託以外による本行正貨準備の増加額950万円が、どのような経緯で生じたかは明らかでない。11月・12月中の正貨流入超高は賠償

金の本邦回送によって1161万円に上っていたので、そのうち次に述べる預け合分を除いた回送賠償金が、取りあえず政府別段預金として本行へ預入されたとすれば、950万円の正貨準備増の半分は説明がつくが、推測の域を出ない。

なお、明治29年12月10日の秘第1106号により、政府はそれまでの償金特別会計法に基づく英貨による預け合に代えて、金貨または金塊による無利子預け合を行うことにした。英貨による預け合の場合は、政府は預入英貨に対して本行から年1%の利息が支払われるものの、本行からの借入れについては本行に年2%の利子を支払わねばならなかったため、29年11月以降、ロンドンで購入した金地金が逐次本邦に到着するようになったのを契機に、金地金による無利子預け合に切り換え、国庫の利子負担を無くすことをねらいとした措置であったが、<sup>(72)</sup>12月11日に637万円、24日に41万円、計677万円の金地金が本行に預け入れられた。政府はこの預け合による本行からの借入金で、29年5月に実施した英貨による預け合に基づく借入金5000万円の一部を返済した。したがって、預け合の金額ならびに本行正貨準備への繰入れ額は全体として変わらなかったが、政府の預入れ正貨がロンドンにある英貨から、本邦に取り寄せられた金地金に変わったという意味では、同じ預け合によるものとはいえ、従来より本行の正貨準備は強化されたといえないことはない。

このような金地金による預け合への移行は、翌30年5月10日までに2083万円に達したが、残余の2917万円は銀塊・為替取組み代金によってすべて返済された（表9-17）。このため本行の対政府貸付は減少し、30年5月末残高は2083万円（政府紙幣消却のための2200万円を除く）と、29年末比58%の大幅収縮を示した。為替取組み代金による返済分だけ対民間貸出余力が生じたことになるが、反面、正貨準備も同額の減少を避けられず、この点だけに限れば銀行券の発行余力には変化はなかった。

明治29年5月に預け合によって制限外発行を解消して以降、兌換銀行券発行高の増大にもかかわらずその再発は見られなかったが、それは国庫余裕金の本行預入や英貨に代わるロンドンからの回送金地金の本行預入に負うところが大きく、「事実に於て引続き其の発行を為したるに同じきものある」<sup>(73)</sup>ことは否定できな



9. 日清戦後経営と本行の施策

表 9-17 預け合状況

(単位：千円)

実施日 明治・年月日	預入れ(借入れ)高		借入れ 返済高	預入れ(借入れ)現在高		
	英貨	金地金		英貨	金地金	計
29. 5. 20	50,000			50,000		50,000
12. 11		6,366	6,366	43,634	6,366	50,000
12. 24		408	408	43,226	6,774	50,000
30. 2. 26			* 5,000	38,226	6,774	45,000
”		1,871	1,871	36,355	8,645	45,000
3. 5		3,483	3,483	32,872	12,128	45,000
3. 12		2,274	2,274	30,598	14,402	45,000
”			* 10,000	20,598	14,402	35,000
3. 16		3,190	3,190	17,408	17,592	35,000
3. 24			* 8,000	9,408	17,592	27,000
4. 13			* 5,500	3,908	17,592	21,500
4. 28		3,233	3,233	675	20,825	21,500
5. 10			* 675	0	20,825	20,825
累 計	50,000	20,825	50,000			

(注) 1. \*印は銀塊・為替取組み代金による返済分。

2. 英貨および金地金の価格は正貨準備繰入れ価格による。

(出所) 前掲『明治財政史』第2巻、576～580ページ。

った。日清戦後の経済の拡大、対民間貸出に匹敵するほどの巨額の対政府貸付の存在などからすれば、制限外発行は「必要已むべからざるの事」と思われたものの、「制限外発行の事たる固より異例に属し、大に世の注意を惹く」傾向があったため、<sup>(74)</sup> さまざまな措置を講じて制限外発行の発生を取り繕ってきたのであろう。

幸い、年明け後から5月までは、毎年、兌換銀行券発行高ならびに対民間貸出

表 9-18 本行貸出残高・兌換銀行券発行高

(単位：千円)

明治 年/月末	貸出残高				兌換銀行券発行高		
	対民間	外 為替 手形	対政府	合計		正貨準備 発行	保証発行
30/ 1	76,870	10,812	72,000	159,682	190,519	122,001	68,518
2	67,034	13,111	67,000	147,145	181,983	117,279	64,704
3	57,022	14,189	49,000	120,211	181,112	109,488	71,624
4	70,609	11,111	43,500	125,220	177,537	106,941	70,596
5	68,695	7,800	42,825	119,320	187,772	117,329	70,444
6	71,405	4,311	42,825	118,541	195,303	119,437	75,866

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』。

は減少するので、29年末の金融繁忙時を乗り切れれば、しばらくは制限外発行再発のおそれも遠のくため、一時しのぎの措置も無駄ではなかったと考えられるが、政府当局の期待にもかかわらず、金融の基調が大きく転換する条件は見られなかった。

たとえば、明治28年12月以来、29年12月を除いて恒常的に入超を示してきた貿易収支は、明治30年に入ってから好転せず、企業勃興に伴う原材料・機械類の輸入増などから上期中2397万円の入超となった（前年同期の入超額2643万円）。また、事業の新設・拡張計画も29年7月～9月に頂点を越したとはいえ、29年中の計画で30年に入ってからようやく実現するものが少なくなく、30年中の株式払込み金額は約9300万円に達したといわれた。さらに、政府の財政規模も30年度に至って著しく膨張し、その歳入予算総額は前年度を25.7%も上回る2億4900万円に達したが、そのうち6132万円（24.6%）は国債発行に依存していた<sup>(76)</sup>。したがって、30年1月には「金融緩慢、市場は一般に沈静にして眠れるが如く」であったものの<sup>(76)</sup>、遅かれ早かれ金融の繁忙化・逼迫は必至の情勢にあったといえる。

事実、30年3月23日に「貨幣法」および関連法が帝国議会を通過するとともに、金本位制採用に伴う外資の流入を期待して「人気頓に一変し」<sup>(77)</sup>、4月以降は、日本勧業銀行設立に伴う株式応募証拠金の払込み（1800万円）、日本郵船・九州鉄道新株等諸会社株式の払込み（800万円以上）、製茶・養蚕資金の需要期到来などもあって金融は繁忙化してきた。こうしたことから、本行としては新たな措置を講ぜざるをえなかったことは容易に想像できよう。

「日清戦役後経済社会伸張の運に属し、金融市場動もすれば変調を呈せんとし、朝野一般金融の大勢に注意すること大なるに至りしが為め、特に本行の営業成績を公示して一般経済社会の指針たらしめんことを期」し、29年12月25日に大蔵大臣の認可を得て、翌30年1月9日の土曜日から毎週営業報告を翌週水曜日の官報に掲載することにしたのは、新たな措置の一つの現われであろう。毎週営業報告の公示に当たって本行は、同報告に掲げる諸勘定の内容に関する説明文も発表したが<sup>(78)</sup>、兌換銀行券条例に基づき官報に広告されていた銀行券毎週平均高表とともに、<sup>(79)</sup>「金融市場の検測器〔バロメーター〕たらしむ」ことをねらいとして<sup>(80)</sup>

いたことは明らかである。岩崎総裁も毎週営業報告の公示について以下のように述べている。<sup>(81)</sup>

各国中央銀行は皆其の営業の景況を公示し、以て金融の趨勢を知らしむるを例とす、唯々本行は創立の際事業徹にして未だ之を公示する必要なく、爾来因襲して以て当時に至れり、然るに近来本行の業務大に拡張して其の成績は金融の大勢を概見するに足るべく、殊に戦後の経済社会事物の複雑なる世人をして金融の趨勢を知らしむるは頗る必要の事たるを認め、遂に之を実施するに至りしなり

この措置は本行の金融政策方針転換の前兆となった。30年5月の営業方針に関する大蔵大臣あて本行上申は政策転換の方向を明示していたが、これについては後に詳述する。

#### 横浜正金銀行に対する低利政府資金の供給

既述のように、ロンドンにおいて受領する清国賠償金はすべて本行に寄託されることになり、本行はこの寄託金の保管出納事務を取り扱わせるため、明治29年2月、横浜正金銀行と「倫敦支店ニ於テ日本銀行代理店トシテ政府寄託金保管出納事務取扱契約」を締結した（同月6日、大蔵大臣認可）。次いで同年5月、さらに上記事務の取扱い条件につき契約を取り交わし、本行は横浜正金銀行ロンドン支店に対し政府寄託金のうち英貨100万ポンドを限度として預入れをなし、また金銀地金・有価証券および為替買入れに必要な資金も同支店に預託することにした。

しかし、翌30年3月に至り政府は、既に受領した賠償金のうち本邦に回送すべきものは為替または金銀塊により取り寄せてしまい、将来海外において支払わなければならない各省経費の支払資金に充当するものだけをロンドンに残置することにした。<sup>(82)</sup>したがって、横浜正金銀行に対し売り渡すことのできる英貨の余裕はなくなったので、政府は以後為替出合いのための英貨売渡しを中止する旨を横浜正金銀行に達したが、同行はたちまち資金繰りに窮することになった。

すなわち、当時、金本位制採用を目的とする貨幣法案が両院を通過しそうな情勢であったので、輸入商その他為替関係者は為替相場の先行きを見越し、競って

横浜正金銀行のイギリス向け為替売却を求めた反面、輸出商などからの為替の供給は全く起こらなかった。そうした折、政府の英貨売渡しが中止されたため、横浜正金銀行ロンドン支店がにわかに金繰りに支障を来したのは当然であった。そして、ついには本邦から正貨の現送を受ける以外に方法がないという窮境に陥ったのである<sup>(83)</sup>。このため横浜正金銀行は、3月18日、本行に対し「此際英貨百万磅を極度とし内先以て至急三十万磅を同支店へ御預け入被成下度」と陳情した<sup>(84)</sup>。

陳情を受けた本行は、横浜正金銀行ロンドン支店に本邦から正貨を回送して為替資金に充てさせるということになると、一方で金地金等を買入れて清国賠償金を回収しつつ、他方で正貨を続々と輸出することとなり、「全局上甚だ不得策」と判断した。そこで同じ3月18日、本行も松方蔵相に対し、「政府寄託金の内より英貨百万磅を極度とし、時々同行需用高を本行へ御貸渡被下」、「其借用高は一箇年を以て期限とし、年二分の割合を以て御貸渡高に対し元利共倫敦に於て返納」する件につき承認を得たい旨上申しした<sup>(85)</sup>。

政府は、上記のような状態を放置しておく、金本位制移行に備えて本邦に取り寄せた金塊を再び海外に移送することになるので、明治31年度中の軍艦購入代金等の支払資金としてロンドンに留置していた英貨の中から100万ポンドに限り、明治27年6月制定の法律第16号「国庫出納上一時貸借ニ関スル法律」に基づき、本行に対して利付き預入を行ってこれを為替資金に使用させ、輸出の盛んな時に輸出代金をもってロンドンで英貨により返済させることにすれば、「將に流出せんとする正貨を防止して為替の出逢を付け」ることができるだけでなく、「償金運用利殖の一方法ともなる」と考え、3月19日、本行上申の趣を聞き届けることにした<sup>(86)</sup>。

このようにして、横浜正金銀行は本行を通じ、償金勘定の中から英貨100万ポンドを年2%という低利で1年間預入れを受け、うち30万ポンドはロンドン支店において支払為替の資金とし、その他は汽船・鉄道用品などわが国の殖産興業に必要な輸入品に対する為替資金として使用することができるようになった。預入英貨100万ポンドは30年3月22日から6月16日までの間に4回にわたって預け入れられ、翌31年3月31日～6月15日の間に返済された。

以上のように、政府は横浜正金銀行に対し低利資金を供給する措置を取ったが、その一方で、30年5月に至り、清国賠償金の本邦回送もほぼ一段落を告げたので、償金回送の便宜上、本行を通じて横浜正金銀行ロンドン支店に預託していた政府寄託金中100万ポンドを精算し、残額を返納するよう本行に命じた。しかし、横浜正金銀行ロンドン支店はこの預り金によって各方面に為替業務を拡張し、そのうち70万ポンドは東洋方面の為替資金に充当していたため、上記の預託英貨を返納することになるとたちまち資金の欠乏を来すことは避けられなかった。<sup>(87)</sup>そこで本行は、横浜正金銀行からの陳情もあり、預託英貨を返納しようとするれば各地の横浜正金銀行海外支店から資金を引き揚げざるをえず、「其結果各地支店の事務を縮小するに至る」が、「左なきだに海外に存在する我金融機関は其基礎薄弱にして萎靡不振の境遇にある」ので、「横浜正金銀行が他日増資をなす迄の内、当分倫敦に於て英貨百

万磅を利付定期預けにせられたし」と政府に懇請した。政府も事情やむをえないものがあると認め、7月2日、上述した英貨の残額はいったん返納させた後、横浜正金銀行向け貸付のため本行に対し、英貨100万ポンドを年1%の金利で1年間預け入れることにした。<sup>(88)</sup>

もっとも、横浜正金銀行の増資はなかなか実施の運びに至らなかったもので、明治31年3月に、上記の英貨100万ポンドの貸付はさらに1年間延長された(32年7月7日まで、ただし金利は年1.5%に引上げ)が、こ

表 9-19 清国賠償金のうち对本行利付預入状況  
(横浜正金銀行に対する低利資金供給分)

(単位：千ポンド)

明 治	預 入 高	返 済 高	月末預入残高
30年 3月	300		300
5月	490		790
6月	210		1,000
7月	1,000		2,000
31年 3月		300	1,700
5月	500	490	1,710
6月		210	1,500
9月		150	1,350
10月		350	1,000
32年 2月	600		1,600
3月	500		2,100
4月		200	1,900
5月		200	1,700
6月		100	1,600
7月	300	1,300	600
9月	500		1,100
12月	1,000	150	1,950
累 計	5,400	3,450	

(注) 明治32年12月末の残高195万ポンドは33年末までに完済された。

(出所) 前掲『明治財政史』第2巻、602～608ページ。

## 第2章 草創期の日本銀行

の種の利付き預入、すなわち横浜正金銀行に対する政府資金の低利供給は32年12月27日まで行われ、累計540万ポンドに達した(表9-19)<sup>(90)</sup>。

ちなみに、先の事に属するが、明治32年7月期限の英貨100万ポンドの貸付の返済については、横浜正金銀行の願いにより、本行は100万ポンドに相当する970万円の資金を年2%の金利で同行に預け入れ、同行はこれをもって政府から英貨100万ポンドの払下げを受けて返済に充てた。一方、明治32年に横浜正金銀行は中国にも業務範囲を拡張することになったが、それに伴い必要となる銀資金を調達するため本行に対し銀貨500万円の借入れを内願した。本行は銀貨500万円に代えて年2%の低利で1000万円を融資することにし、横浜正金銀行の同意を得たうえ、4月に1000万円の低利貸付を正式に決定した。この1000万円と上記の970万円の貸付とを合わせたものが、世のいわゆる「2000万円低利資金」であって、32年3月の兌換銀行券条例改正による保証発行限度引上げの一つの理由とされたのである<sup>(91)</sup>。

- (1) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」228ページ。
- (2) 長岡新吉『明治恐慌史序説』東京大学出版会、昭和46年、73ページの第16表。
- (3) 「明治二十九年日本銀行統計年報」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻所収) 239ページ。
- (4) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』明治29年10月。
- (5) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」228ページ。
- (6) 同上、228ページ。
- (7) 前掲「一般金融ノ概況並其調節」7ページ。
- (8) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」228ページ。
- (9) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』明治28年8月。
- (10) 上掲資料、明治28年9月。
- (11) 上掲資料、明治28年12月。
- (12) 前掲『明治財政史』第14巻、314ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (13) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」229ページ。
- (14) 『東京経済雑誌』第805号(明治28年12月21日)1015ページ。
- (15) 前掲『明治財政史』第14巻、314ページ。
- (16) 前掲『明治財政史』第2巻、348ページ。

## 9. 日清戦後経営と本行の施策

- (17) 『東京経済雑誌』第808号(明治29年1月18日)社説「兌換券制限外発行五千万円に至る」55ページ。
- (18) 前掲『明治財政史』第2巻、349ページ。
- (19) 同上、351ページ。
- (20) 前掲『明治財政史』第14巻、314ページ。
- (21) 同上、314ページ。
- (22) 同上、315ページ。
- (23) 『東京経済雑誌』第827号(明治29年5月30日)931ページ。
- (24) 前掲『明治財政史』第14巻、315ページ。
- (25) 前掲「明治二十九年日本銀行統計年報」239ページ。
- (26) 前掲『明治財政史』第8巻、昭和2年、581ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (27) 『東京経済雑誌』第819号(明治29年4月4日)538ページ。
- (28) 上掲誌、第822号(明治29年4月25日)682~683ページ。
- (29) 前掲『明治財政史』第8巻、581ページ。
- (30) 同上、592ページ。
- (31) 「明治二十九年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収)267~268ページ。
- (32) 明治29年6月14日付『中外商業新報』。
- (33) 明治29年8月7日付『中外商業新報』。
- (34) 『東京経済雑誌』第835号(明治29年7月25日)社説「兌換券の膨脹と日本銀行の注意」133ページ。
- (35) 前掲「明治二十九年日本銀行営業報告」268ページ。
- (36) 『東洋経済新報』第30号(明治29年9月5日)社説「償金、国庫金及び金融の関係」3ページ。
- (37) 前掲「明治二十九年日本銀行営業報告」268ページ。
- (38) 同上、268ページ。
- (39) 衆議院・参議院編『議會制度七十年史』憲政史概観、大蔵省印刷局、昭和38年、111ページ。
- (40) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』明治29年8月。
- (41) 上掲資料、明治29年9月。
- (42) 同上。
- (43) この時、本行北海道支店は公定歩合を変更しなかった。「北海道の最も金融を要すべき肥料の取引は既に結了し、同道に於ては寧ろ金融は緩漫にして、此先資金を要すべき事も格別之あるまじく、内地とは大に事情を異にするものあるがためならん」といわれていた

## 第2章 草創期の日本銀行

(明治29年9月22日付『中外商業新報』)が、おそらくそのとおりであろう。

- (44) 『東京経済雑誌』第848号(明治29年10月24日)寄稿「目下の金融と日本銀行」733ページ。
- (45) 前掲『日本銀行統計月報』明治29年9月。
- (46) 明治29年10月3日付『中外商業新報』。
- (47) 前掲「明治二十九年日本銀行統計年報」239ページ。
- (48) 前掲『日本銀行統計月報』明治29年10月。
- (49) 『東京経済雑誌』第849号(明治29年10月31日)758ページ。
- (50) 前掲「明治二十九年日本銀行統計年報」246ページ。
- (51) 明治29年10月29日付『東京日日新聞』。
- (52) 『東洋経済新報』第36号(明治29年11月5日)29ページ。
- (53) 明治29年10月16日付『中外商業新報』。
- (54) 前掲『東京経済雑誌』第849号、759ページ。
- (55) 同上、759ページ。
- (56) 同上、759ページ。
- (57) 前掲、明治29年10月29日付『東京日日新聞』。
- (58) 前掲『東京経済雑誌』第849号、759ページ。
- (59) 前掲『日本銀行統計月報』明治29年10月。
- (60) 明治29年11月8日付『中外商業新報』。
- (61) 明治29年11月10日付『中外商業新報』。
- (62) 前掲「明治二十九年日本銀行統計年報」239ページ。
- (63) 『東洋経済新報』第44号(明治30年2月5日)35ページ。
- (64) この日付は公式発表による。
- (65) 前掲「明治二十九年日本銀行営業報告」271ページ。
- (66) 前掲、明治29年11月10日付『中外商業新報』。
- (67) 明治29年11月7日付『東京日日新聞』。
- (68) 日本銀行保有資料『本行利子』明治15年～昭和4年。
- (69) 『東洋経済新報』第42号(明治30年1月15日)28ページ。
- (70) 前掲『明治財政史』第2巻、584～585ページ。
- (71) 同上、572ページ。
- (72) 同上、572ページ。
- (73) 「明治三十年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収)309ページ。
- (74) 同上、308ページ。
- (75) 「明治三十年日本銀行統計年報」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻所収)



279ページ。

- (76) 同上、279ページ。
- (77) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』明治30年3月。
- (78) 「日本銀行沿革提要」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、附録所収) 178ページ。
- (79) 『東洋経済新報』第43号(明治30年1月25日) 33ページ。
- (80) 明治30年1月5日付『中外商業新報』。
- (81) 前掲「明治三十年日本銀行営業報告」311ページ。
- (82) 前掲『明治財政史』第2巻、585ページ。
- (83) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第2巻、東京銀行、昭和56年、80ページ。
- (84) 明治30年3月18日付、横浜正金銀行頭取の本行総裁あて陳情(前掲『明治財政史』第2巻、586～587ページ)。
- (85) 明治30年3月18日付、本行総裁の大蔵大臣に対する上申(同上、585～586ページ)。
- (86) 前掲『明治財政史』第2巻、587ページ。
- (87) 前掲『横浜正金銀行全史』第2巻、82ページ。
- (88) 前掲『明治財政史』第2巻、591ページ。
- (89) 同上、591ページ。本行に対する明治30年7月2日付命令書は同591～592ページを参照。
- (90) 詳細は同上、592～601ページを参照。
- (91) 前掲『横浜正金銀行全史』第2巻、89ページ。

#### (4) 草創期の本行収益状況

明治15年10月の開業から同29年下期までの本行収益状況は表9-20のとおりである。期中収入総額は明治期最初の企業勃興期に当たる20年下期に100万円を超えるに至り、23年下期には188万円に達した。もっとも、23年恐慌後の景気沈滞の影響でその後は諸利息・割引料収入が減少したため、期中収入総額も27年下期までは停滞気味で推移したが、日清戦後の企業勃興期を迎えるや、諸利息・割引料収入の急増とともに、期中収入総額は著しく増えて29年下期には387万円に上り、23年下期と比べても2.1倍となった。ただし、諸利息・割引料収入は明治30年代に入ると減少し、20年代末期よりかなり低い水準で、おおむね横ばい気味に終始したことは留意すべきであろう。

第2章 草創期の日本銀行

表 9-20 収益状況

明治・年/期	15/下	16/下	17/下	18/下	19/下	20/下
(収 入)						
諸 利 息	4	50	35	325	325	333
割 引 料	1	12	105	40	78	137
手 数 料		1	130	150	13	25
国 庫 金 取 扱 料					142	423
公 債 利 息	23	92	176	117	307	441
公 債 売 買 益			145	0		
地 金 銀 売 買 益				1	1	
そ の 他 と も 計	28	155	592	645	868	1,403
(支 出)						
諸 利 息			17	238	277	74
手 数 料			109	128	6	1
国 庫 金 取 扱 料					135	381
営 業 経 費	9	25	34	25	44	66
諸 税			0	0	0	1
公 債 売 買 損						
地 金 銀 売 買 損						
そ の 他 と も 計	9	25	160	402	468	590
当 期 利 益 金	19	129	431	242	400	813

(注) 0は単位未滿を示す。

表 9-21 利益金処分状況

明治・年/期	15/下	16/下	17/下	18/下	19/下	20/下
当 期 純 益 金	19	146	439	253	378	832
配 当 金		137	200	200	225	450
役 員 賞 与 等		2	24	7	27	48
積 立 金		3	183	8	72	169
次 期 繰 越	19	4	32	38	54	166

(注) 当期純益金=当期利益金+前期繰越金+諸積立金戻入-諸消却金

(出所) 「日本銀行半季報告」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第8巻、大蔵省印刷局、昭和31年、

9. 日清戦後経営と本行の施策

(単位：千円)

21/下	22/下	23/下	24/下	25/下	26/下	27/下	28/下	29/下
427	541	495	406	232	114	320	757	1,316
196	260	505	452	315	403	586	804	1,365
13	4	66	37	80	91	37	243	27
438	388	288	308	309	236	229	203	202
493	471	496	463	485	471	509	753	808
		4	9	72	77	0	1	93
			70	338	6	222	28	16
1,568	1,666	1,884	1,755	1,868	1,402	1,915	2,805	3,868
95	145	35	50	97	15	4	1	402
5	4	24	16	20	32	12	96	9
389	309	246	308	309	217	217	215	191
47	63	90	98	108	124	163	731	349
2	2	3	4	4	3	4	572	12
		1	0			267		989
			67	45	0	0	319	1
567	569	455	684	585	393	670	1,368	1,959
1,001	1,097	1,429	1,071	1,283	1,010	1,245	1,437	1,909

(単位：千円)

21/下	22/下	23/下	24/下	25/下	26/下	27/下	28/下	29/下
1,180	1,390	1,755	1,474	1,351	1,120	1,330	1,510	2,099
650	675	750	750	750	750	750	975	1,463
65	74	90	77	70	70	94	98	98
270	360	630	510	430	120	300	250	400
195	282	285	137	101	180	186	187	139

所収)。

表 9-22 本支店別損益状況

(単位：千円)

明治・年/期	15/下	16/下	17/下	18/下	19/下	20/下	21/下	22/下	23/下	24/下	25/下	26/下	27/下	28/下	29/下
本店	19	111	351	227	372	712	869	912	1,192	871	1,168	915	952	1,007	1,198
大阪支店	△ 1	18	80	16	28	101	132	185	237	206	117	118	292	401	609
岐阜出張所										△ 3		△ 3			
和歌山出張所										△ 3		△ 3			
札幌出張所												△ 7	△ 6	△ 3	10
函館出張所 (北海道支店)												△ 5	△ 4	△ 11	3
根室出張所												△ 4	△ 4	△ 0	
西部支店												△ 5	21	48	93
京都出張所												△ 5	△ 6	△ 5	△ 5
当期利益金	19	129	431	242	400	813	1,001	1,097	1,429	1,071	1,283	1,010	1,245	1,437	1,909

(注) 1. △印は損金を、0は単位未満を示す。

2. 函館出張所は明治28年7月廃止、同時に北海道支店(函館)を開設。

(出所) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、大正2年。

一方、支出面を見ると、中央銀行としての態様を備えるにつれて支出総額は増加し、明治18年下期には40万円台に達したが、その後、27年下期までの間は40万円～60万円程度にとどまった。業容の拡大に伴って営業経費が漸増傾向をたどった反面、収入総額の停滞に対処して既述のように当座預金に対する付利を制限または廃止する措置を講じ、諸利息支出の負担を著しく軽減したことによるところが大きい。収入総額が停滞した時でも100万円台の当期利益金を確保することができたのは、一つには、このように支出の抑制がはかられたからであろう。

明治15年下期～29年下期の間の当期純益金およびその処分状況は表 9-21の<sup>(1)</sup>とおりである。当期純益金は21年下期に100万円台に達し、23年下期には176万円に上った。その後、当期利益金の減少に対応して当期純益金も縮小したものの、なお110万円～150万円の規模で推移した。こうした本行利益の状況から後述する日本銀行課税論議が生じたが、①明治20年の増資後は、当時における一応の配当率1割2分または1割5分を維持するには60万円～75万円の利益金を確保する必要があったこと、②当期純益金から定例配当金（明治20年4月の定款改正により、その後は年6分）を差し引いた金額の最低10%の積立てを義務づけられていたこと、③営業経費の増大につながる店舗網の整備拡充の必要性に迫られていたこと、などを考えると、本行の収益状況は必ずしも十分とはいえなかった。ちなみに内部留保率〔(諸積立金+次期繰越金-前期繰越金)÷当期純益金〕を試算してみると、20%～30%にすぎず、26年下期以降は20%を下回っていた。

(1) 統計の連続性を保つため、当期純益金から諸消却金を差し引いてあるので、「半季報告」に掲げられている当期純益金の金額と必ずしも一致しない。